

令和5年12月定例会提出議案概要（記者発表資料）

1	招集告示日	令和5年11月21日	
2	招集日	令和5年11月28日	
3	提出議案件数	15件	
		予算 3件	
		条例 7件	
		その他 5件	
4	議案等件名		
	議案第92号	令和5年度西条市一般会計補正予算（第6回） について	別 冊
	議案第93号	令和5年度西条市国民健康保険特別会計補正予 算（第2回）について	
	議案第94号	令和5年度西条市介護保険特別会計補正予算 （第2回）について	
	議案第95号	工事請負契約の締結について	1
	議案第96号	西条市総合体育館等の指定管理者の指定につい て	2
	議案第97号	愛媛県市町総合事務組合理約の変更について .	3
	議案第98号	愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団 体からの脱退に伴う財産処分について	4
	議案第99号	西条市国民健康保険税条例の一部を改正する条 例について	5
	議案第100号	西条市適応指導教室設置条例の一部を改正する 条例について	6
	議案第101号	西条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例について	7
	議案第102号	西条市下水道条例及び西条市公共下水道事業受 益者負担に関する条例の一部を改正する条例に ついて	8
	議案第103号	西条市港湾施設設置及び管理条例等の一部を改 正する条例について	9
	議案第104号	西条市消防団条例の一部を改正する条例につい て	10
	議案第105号	西条市丹原ふるさと歴史館設置及び管理条例を	

	廃止する条例について	1 1
報告第 2 1 号	市道東ひうち 1 号線の道路の段差による物損事 故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処 分について	1 2

議案第 95 号 工事請負契約の締結について

(契約課)

1 提出の理由

西教総工第 8 号小松小学校施設長寿命化事業の内建築主体工事請負契約の締結について、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年西条市条例第 48 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

(1) 工事番号

西教総工第 8 号

(2) 工事名

小松小学校施設長寿命化事業の内 建築主体工事

(3) 契約金額

666,600,000 円

(4) 契約の相手方

愛媛県西条市三津屋 190 番地 1

安藤工業株式会社

代表取締役社長 安藤善太

議案第 96 号 西条市総合体育館等の指定管理者の指定について
(スポーツ健康課)

1 提出の理由

西条市総合体育館等の指定管理者を指定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするものである。

施設名	指定管理者候補
西条市総合体育館	西条市スポーツ協会グループ
西条市ひうち体育館	
西条市ひうち球場	
西条市ひうち陸上競技場	
西条市西条運動公園総合プール	
西条市東予運動公園野球場	
ビバ・スポルティア S A I J O	
西条市東予運動公園多目的広場	
西条市東予運動公園球技場	
西条市東予運動公園テニスコート	
西条市東予運動公園海浜広場	
西条市東予運動公園プール	
西条市西条市民公園テニスコート	
西条市西条市民公園多目的広場	
西条市東予体育館	
西条市丹原 B & G 海洋センター	

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間

議案第 97 号 愛媛県市町総合事務組合同規約の変更について

(総務課)

1 提出の理由

愛媛県市町総合事務組合同規約の一部変更について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

令和 6 年 3 月 31 日をもって、愛媛県市町総合事務組合の構成団体である大洲市を交通災害共済に関する共同処理事務構成団体から脱退させるため、法第 286 条第 1 項の規定により、愛媛県市町総合事務組合同規約を変更する。

議案第 98 号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について

(総務課)

1 提出の理由

愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

令和 6 年 3 月 31 日をもって、愛媛県市町総合事務組合の構成団体である大洲市が交通災害共済に関する共同処理事務構成団体から脱退することに伴う法第 289 条の規定による財産処分について、次のとおり定める。

【内容】

交通災害共済に関する共同処理に係る大洲市の一切の財産については、令和 6 年 4 月 1 日において、愛媛県市町総合事務組合に帰属させる。

議案第 99 号 西条市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

(市民税課)

1 提出の理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)等の一部が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

出産する被保険者の国民健康保険税の産前産後期間に係る所得割額及び被保険者均等割額について、単胎妊娠にあつては出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの4か月分を、多胎妊娠にあつては出産予定月の3か月前から出産予定月の翌々月までの6か月分を減額する規定を追加する。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年1月1日

(2) 適用区分

改正後の条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第100号 西条市適応指導教室設置条例の一部を改正する条例
について

(学校教育課)

1 提出の理由

適応指導教室の名称を変更するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

題名及び各条において、現行の適応指導教室を、不登校児童及び生徒の社会的自立及び学校復帰を支援することを目的とする教育支援教室に改める。

改正後	改正前
西条市教育支援教室いしづち	西条市適応指導教室いしづち
西条市教育支援教室ひうち	西条市適応指導教室ひうち

3 施行期日

令和6年4月1日

議案第101号 西条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例について

(保育・幼稚園課)

1 提出の理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第67号）が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

条例において引用している就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の規定のほか、所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

公布の日

議案第102号 西条市下水道条例及び西条市公共下水道事業受益者
負担に関する条例の一部を改正する条例について
(下水道業務課)

1 提出の理由

西条市西ひうち下水道を西条市公共下水道事業に統合するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

次に掲げる改正を行い、事業統合による本市の下水道事業の効率化及び経営基盤の強化を図る。

- (1) 西条市下水道条例(平成16年西条市条例第184号)に西ひうち地区における下水道の使用料に関する規定を追加するとともに、西条市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成16年西条市条例第186号)に西ひうち第1負担区における受益者負担金に関する規定を追加する。
- (2) 附則において、西条市西ひうち下水道条例(平成16年西条市条例第188号)及び西条市西ひうち下水道事業分担金徴収条例(平成16年西条市条例第189号)を廃止する。

3 施行期日

令和6年4月1日

議案第103号 西条市港湾施設設置及び管理条例等の一部を改正する条例について

(港湾河川課)

1 提出の理由

令和5年度末をもって、西条市1号上屋の用途を廃止するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 西条市1号上屋の用途を廃止するため、西条市港湾施設設置及び管理条例(平成16年西条市条例第197号)から西条市1号上屋に関する規定を削除する。
- (2) 西条市1号上屋を管理している港湾上屋事業特別会計を廃止するため、西条市特別会計条例(平成16年西条市条例第50号)における港湾上屋事業特別会計に関する規定を削除する。
- (3) 西条市港湾上屋事業整備基金条例(平成16年西条市条例第73号)において、題名及び基金の名称を改めるほか、港湾上屋事業特別会計にて管理している基金の管理会計を、一般会計に移行するとともに、基金の処分に関する規定を追加する。

3 施行期日

令和6年4月1日

議案第104号 西条市消防団条例の一部を改正する条例について
(消防本部総務課)

1 提出の理由

西条市消防団における消防団員定数の適正化を図るため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

加茂地区の過疎・高齢化の進行により、分団活動の継続が困難となった加茂分団を隣接する神戸分団と統合することなど、多種多様な要因により、当該分団のほか、西支団の楠河分団、中川分団、田野分団及び石根分団について消防団員定数の適正化を図り、消防団員定数を、現行の1,748人から1,673人に改める。

3 施行期日

令和6年4月1日

議案第105号 西条市丹原ふるさと歴史館設置及び管理条例を廃止
する条例について

(社会教育課)

1 提出の理由

令和5年度末をもって西条市丹原ふるさと歴史館の運営を終了することに
伴い、条例を廃止しようとするものである。

2 概要

西条市丹原ふるさと歴史館の廃止

3 施行期日

令和6年4月1日

報告第 2 1 号 市道東ひうち 1 号線の道路の段差による物損事故に伴
う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について
(建設道路課)

1 提出の理由

市道東ひうち 1 号線の道路の段差による物損事故に伴う和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告するものである。

2 概要

和解の内容等

(1) 損害賠償の額

車両の損害に係る額 金 2 7, 3 7 7 円

(2) 支払等

道路賠償責任保険から支払われる損害賠償金の範囲内で相手方に支払う。

(3) 本件示談のほか、双方の間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

(4) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしない。